

徳島市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年2月2日

徳島市監査委員	稻井	博
同	藤原	晃
同	岡南	均
同	岸本	和代

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

教育委員会 社会教育課、スポーツ振興課、中央公民館、市史編さん室、徳島城博物館

2 対象期間等

令和2年4月1日から10月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

令和2年11月16日から令和3年1月27日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

教育委員会における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

1 収入事務

- (1) 納入通知書において、行政財産目的外使用料の納入期限の設定が適正でないものがあった。

2 財産管理事務

- (1) 特別利用における使用料の算定が適正でないものがあった。

3 その他

- (1) 週休日の振替について、一部に不適切な運用があった。
- (2) 指定管理業務に係る利用料金の変更承認決裁において、決裁権者が適正でないものがあった。